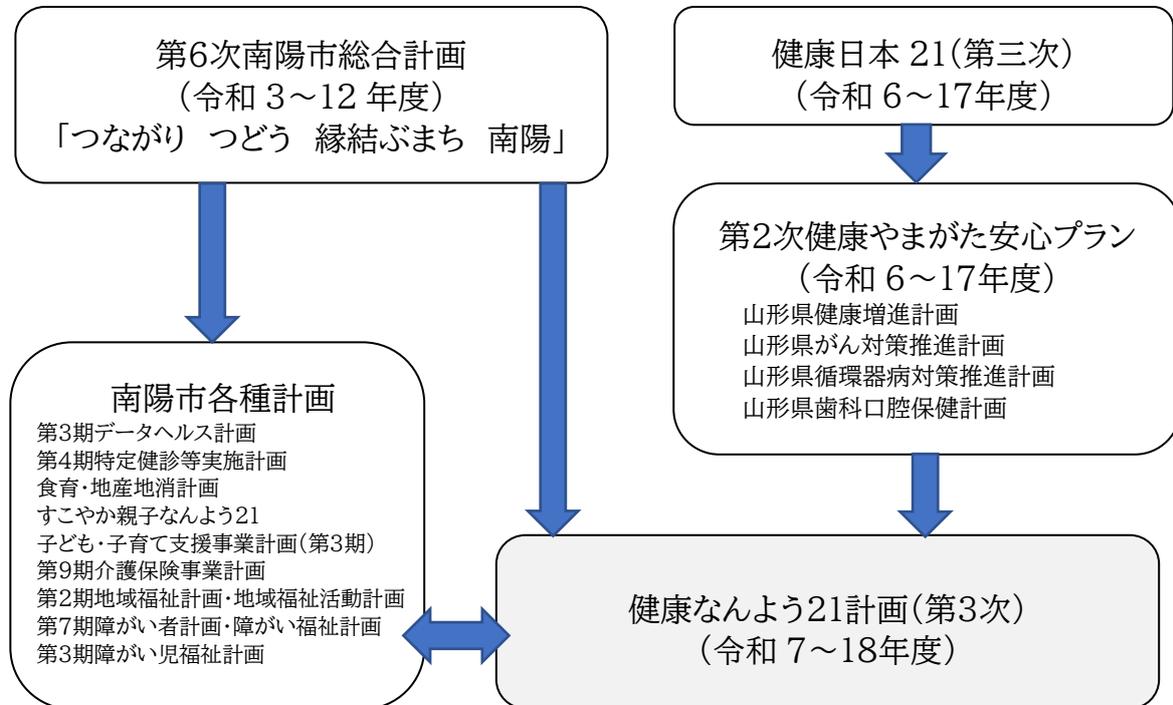


## 健康なんよう21計画(第3次)骨子案

### 1 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画であり、上位計画である第6次南陽市総合計画と共に、本市が目指す健康づくり事業の基本的な方向性を示すものです。



### 2 計画の期間

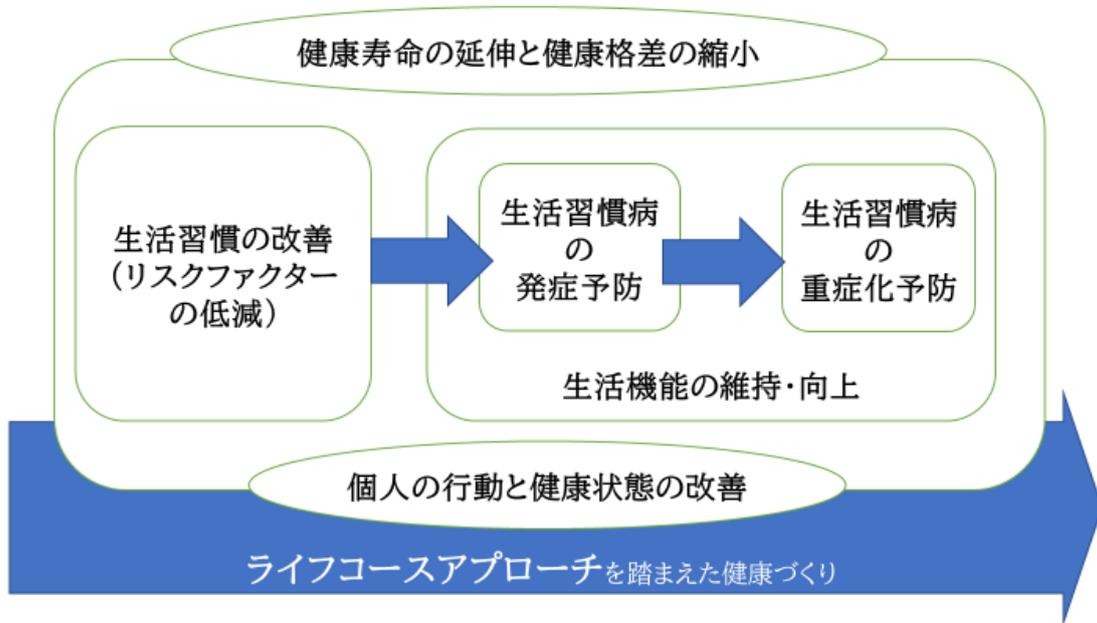
この計画期間は、2025(令和7)年度から2036(令和18)年度の12年間です。なお、期間の中間年度に当たる2030(令和12)年度において、それまでの6年間の状況変化を踏まえ、社会情勢の変化や新たな健康づくりの施策に柔軟に対応するため、中間評価を行い、計画を改定します。

### 3 計画の基本理念

第6次南陽市総合計画における計画大綱(基本目標1)として、「健やかで安心な暮らし・子育てを実現する」を掲げています。その実現のために、「健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念とします。

#### 4 計画の基本方針

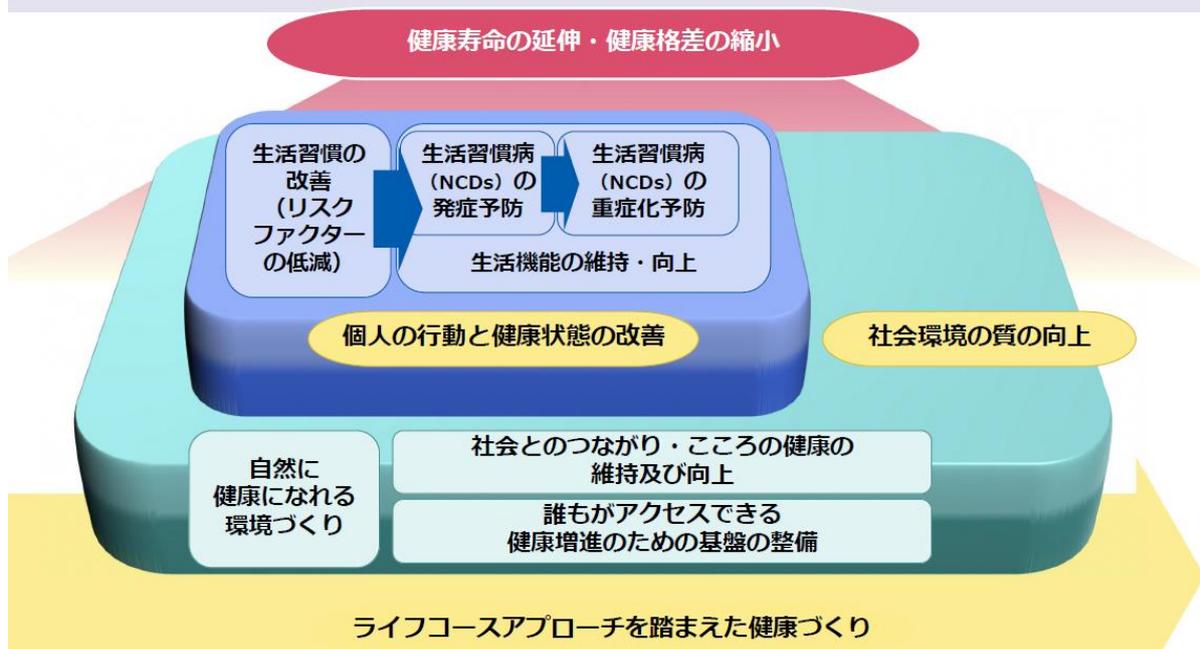
市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、本市のこれまでの取り組みを踏まえ、引き続き、健康づくりに係る基本方針を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」とします。「個人の行動と健康状態の改善」を基本として、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防、重症化予防により、生活機能の維持・向上を図るほか、ライフコースを踏まえた健康づくりを推進します。



(参考・国)

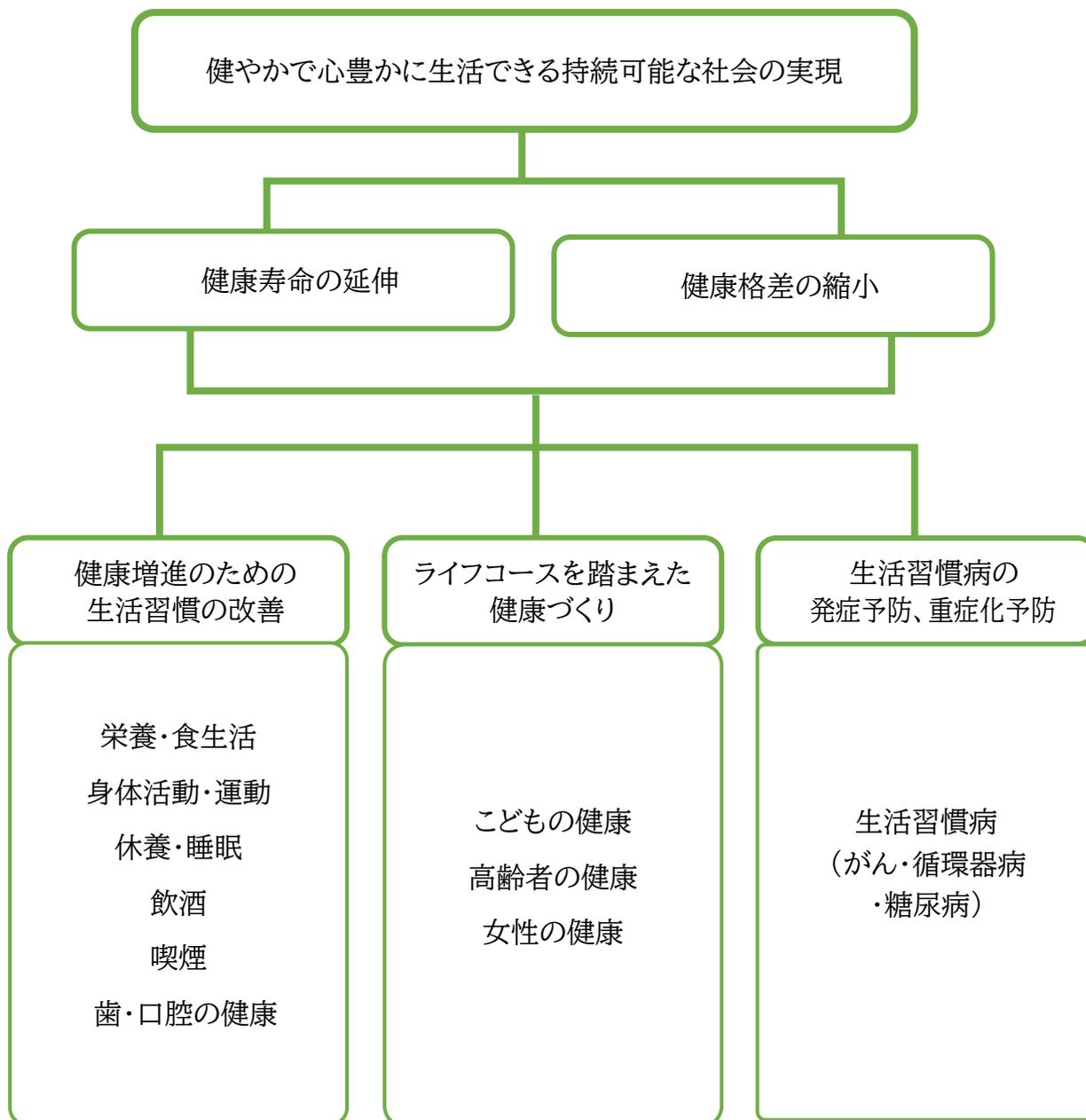
#### 健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



## 5 計画の体系

本計画に掲げた理念・目標の実現に向け、市民一人ひとりが主体的な取り組みができるよう行政、保健・医療機関、学校、家庭、地域組織、ボランティア、職場等が連携や協働を図り、健康づくりを行います。



## 6 計画骨子(案)

(目次)
第1章 計画策定にあたって 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本方針 3. 計画の位置づけと期間 4. 計画の策定体制 5. 計画の推進・評価体制
第2章 市の現状 1. 人口構造の推移 総人口・世帯数の推移/男女年齢別人口構成 2. 健康状態の現状 健康寿命/主な死因/要介護者数の推移/特定健診受診率/国保の医療費 3. 市民アンケートから見る現状 市民アンケートの主な結果 4. 第2次計画の評価と課題
第3章 計画の目標と基本方向 1. 基本理念 2. 計画の目標 3. 目標達成のための基本的な方向
第4章 計画の展開 ※分野ごとに記載 取組の方向性/市民の取組/数値目標/ 市の取組(担当課)/関連団体との連携 1. 栄養・食生活 2. 身体活動・運動 3. 休養・睡眠 4. 喫煙 5. 飲酒 6. 歯・口腔の健康 7. こどもの健康 8. 女性の健康 9. 高齢者の健康 10. 生活習慣病(がん・循環器・糖尿病)
参考資料 1. 計画策定委員会委員名簿 2. 計画策定事務局名簿 3. 計画策定経過 4. 市民アンケート調査票・市民アンケート集計表